

お知らせ

令和2年度ごみカレンダーを配布
各家庭に配布します。3月19日(木)までに届かない場合はお問い合わせください。



資源循環推進課
☎2998・9146

ごみ収集の窓口が一つになります

ごみ収集の問い合わせやごみ集積所の相談・申請、ふれあい収集の申請などの窓口が、4月1日(水)から収集管理事務所になります(粗大ごみ除く)。
ごみ収集のことは収集管理事務所へ



プレミアム付商品券取り扱い店の換金期限は3月10日(火)!

取り扱い店は、期限までに使用済み商品券を協力金融機関で換金してください。期限を過ぎると換金できませんので、ご注意ください。
☎0120・769・513

消費税・地方消費税の税率変更に関する各種手数料が変わります

併い、施設使用料や各種手数料の一部が変わります。詳細は、市庁舎(使用料改定)または本紙令和元年9月号8面をご覧ください。

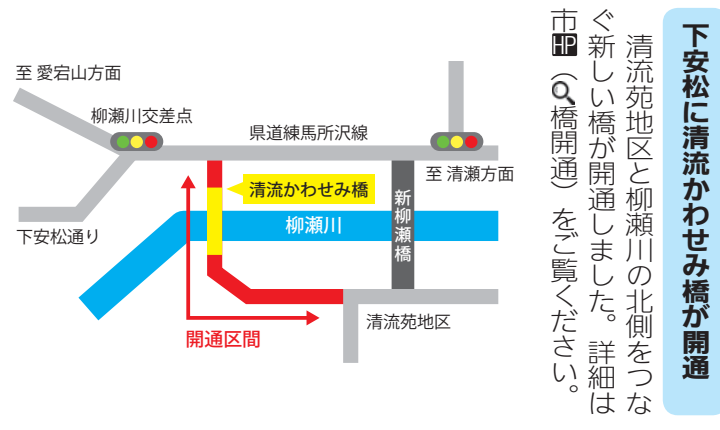


県道練馬所沢線の全線開通(都市計画道路東京狭山線)

東所沢和田1丁目交差点〜下安松地内の約430mが完成し、国道463号から東京都までが全線開通します。
開通日時 3月5日(木)午後2時



下安松に清流かわせみ橋が開通
清流苑地区と柳瀬川の北側をつなぐ新しい橋が開通しました。詳細は市庁舎(橋開通)をご覧ください。



道路建設課 ☎2998・9172

ところバス全路線で運賃改定&吾妻循環のコース・ダイヤを変更

4月1日(水)から、ところバス全線の運賃改定と南線吾妻循環コースのコースとダイヤが変わります。新しい利用案内は、3月19日(木)から市役所1階交通安全課、まちづくりセンター、サービスコーナー(所沢駅・狭山ヶ丘・小手指)で配布します。
◎詳細は市庁舎(ところバス)をご覧ください。

所沢カルチャーパーク 多目的広場の利用申し込み

申し込み対象期間 4〜7月(水曜除く)
利用区分 ▼午前9時〜正午▼午後1時〜4時(終日利用可)
施設の構造 芝生70m×70m、フェンスの高さ3m(野球・ソフトボールは利用不可)
説明会 3月12日(木)午後6時〜7時
場内事務所 6階602会議室
市内在住・在勤・在学の方が過半数を構成する団体

就職・退職時の国民年金の手続き

◎新規団体は、公園課の安全確認、会則・規約・会員名簿の添付が必要です。
☎同課 ☎2998・9196

就職した方
就職して、勤務先の厚生年金や共済組合に加入した方は、市役所での手続きは不要です。

退職した方
59歳以下で退職して厚生年金や共済組合の資格を喪失した方は、退職後14日以内に国民年金への切り替え手続きが必要です。配偶者が扶養に入っていた場合は、第3号被保険者から第1号被保険者に変更となります。
本人や配偶者の年金手帳がマイナンバーがわかるもの、本人確認書類、退職日がわかる証明書(退職証明書や資格喪失証明書、離職票など)、印鑑

退職と同時に厚生年金や共済組合に加入している配偶者の扶養に入る場合は、配偶者の勤務先で手続きが必要

☎市民課(国民年金担当) ☎2998・9095、所沢年金事務所 ☎2998・0170

市内小・中学校に通学する児童生徒の就学費用を援助

経済的理由でお困りの世帯(所得の目安は4人家族で前年所得の合計が316万円未満)
給食費▼学用品費▼新入学学用品費(入学前に支給を受けていない4・5月認定の新小・中学1年生または入学前に支給を受ける令和3年度新小・中学1年生)▼林間学校費▼修学旅行費▼体育実技用具費(授業で買った柔道着)▼医療費(学校の健診で特定の病気の治療を勧められたもの)
留意事項 ▼申請は毎年度必要▼年度途中の申請は毎月15日が当月分の締め切り▼1月2日以降の転入者は、家族全員の平成31年1月〜令和元年12月の所得証明が必要▼小・中学生の兄弟がいない令和3年度新小1年生の新入学学用品費は、10月から受付開始

育英・遺児奨学金制度

経済的理由で就学困難な市内在住の素行良好・成績優秀な高校生などに、奨学金を支給します。
育英奨学金
4月から高校・高専などに入学が決定、または現在在学中で4月以降も在学予定の生徒で、本人・保護者が市税を滞納していない方
支給額 月額5千円
◎各学年40人の範囲内で支給を決定します。

遺児奨学金
両親または父母のいずれかを亡くし、4月から高校・高専などに入学が決定または現在在学中で4月以降も在学予定の生徒で、本人・保護者が市税を滞納していない方
支給額 月額5千円
申請 3月31日(火)までに①申請書②学校長の推薦書③誓約書④在学が証明される成績証明書⑤父か母または父母双方の死亡が記載されている戸籍謄本または改正原簿(遺児奨学金の場合のみ)⑥収入のある家族全員の平成31年1月〜令和元年12月の所得証明(源泉徴収票など)を市役所2階(源泉徴収課) ☎2998・9124に直接
①②③は市庁舎(奨学金)で入手できます。

軽自動車・バイクの申告は4月1日(水)まで

☎市民税課 ☎2998-9064
軽自動車税(種別割)は、4月1日現在登録されている方に、その年度分が全額課税されます。年度途中で廃車にしても月割の返還などはありません。次のいずれかに該当する方は、4月1日(水)までに申告してください。
▶廃棄処分した ▶盗難にあった(警察への届け出とは別に廃車の申告が必要) ▶譲渡した ▶登録名義人が亡くなった ▶市外へ転出した
◎第三者に手続きを依頼した場合は、手続きが完了していることを確認してください。

車種	取り扱い窓口	手続きに必要なもの
原動機付自転車(125cc以下)	市役所2階 市民税課 ☎2998-9064	▶所沢市のナンバープレート ▶印鑑 ▶標識交付証明書 ▶譲渡証明書(名義変更の場合)
小型特殊自動車	同上	同上
軽二輪(125cc超〜250cc以下)	埼玉運輸支局 所沢自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2029	取り扱い窓口にお問い合わせください
二輪の小型自動車(250cc超)	同上	同上
軽四輪など	軽自動車検査協会 埼玉事務所所沢支所 ☎050-3816-3111	同上

備えあれば患いなし! 救急医療情報キット

市内に住民登録がある65歳以上の方がいる世帯を対象に、持病やかかりつけ医、服薬内容などの情報と保険証の写しなどをまとめて保管できる救急医療情報キットを配布中です。各配布場所でお受け取りください。
配布場所 市役所1階高齢者支援課、まちづくりセンター、地域包括支援センター、老人福祉センター、老人福祉センター、老人福祉センター



受け取りには、住所・氏名・生年月日の記載が必要です。詳細は市庁舎(救急医療情報)をご覧ください。
☎高齢者支援課 ☎2998・9120

新型コロナウイルス感染症に注意!
咳エチケットや手洗いなどが重要です。同感染症の情報、市庁舎(新型コロナウイルス)で更新中です。
☎保健センター健康管理課 ☎2991・1811